

創業相談窓口を利用された方へ

「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」発行のお知らせ

くらしき創業サポートセンター各所で実施する窓口創業相談事業は、国の「特定創業支援事業」の認定を 受けています。

1カ月以上にわたり4回以上継続的に、経営、財務、人材育成、販路開拓等、起業に必要なノウハウについて指導を受けた方は、倉敷市または早島町へ申請することにより、「認定特定創業支援事業による支援を受けることの証明書」の発行を受けることができます。

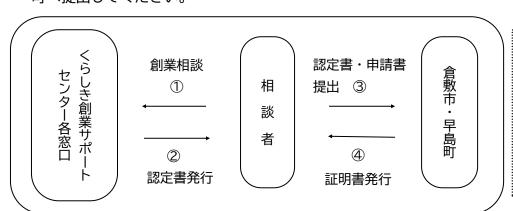
① 証明書によるメリット

倉敷市・早島町から「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けた方は、 創業にあたり次のような支援を受けることができます。

- 創業時又は創業後5年未満の個人が会社(株式会社・合同会社のいずれか)を設立する際、 登録免許税が軽減されます。
- 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から受けることが可能と なります。(別途、審査があります)
- 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げ措置 が適用されます。(別途、審査があります)

② 証明書の発行を受けるには

「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けるには、くらしき創業サポートセンター各所から発行された認定書(※1)と、必要事項を記入した申請書(※2)を、倉敷市または早島町へ提出してください。



- (※1) 認定書は、1カ月以上かつ 4回以上にわたり、所定の内容 (経営・財務・販路開拓・人材 育成等) すべての指導を受けた 方に発行されます。
- (※2)申請書は、くらしき創業サポートセンター各窓口で配布するほか、倉敷市のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ・申請書のダウンロード 倉敷市商工課 TEL (086)426-3405 FAX (086)421-0121

http://www.city.kurashiki.okayama.jp/shoukou/

「くらしき創業サポートセンター」とは

倉敷市・早島町と、倉敷商工会議所、児島商工会議所、玉島商工会議所、 つくぼ商工会、真備船穂商工会、日本政策金融公庫倉敷支店、中国銀行、 トマト銀行、広島銀行倉敷支店、玉島信用金庫、水島信用金庫、おかやま 信用金庫、吉備信用金庫、笠岡信用組合、岡山県信用保証協会倉敷支所、 岡山県よろず支援拠点が協力して創業支援を行う組織です。



ご利用の注意事項



1 複数の窓口で相談した場合

複数の窓口で相談した合計で、「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」発行の条件(※)を満たした場合は、次の<手順①②>のとおり申請してください。

- <手順①>各窓口で、それぞれの機関での相談内容と相談期間が記載された「認定書」の発行を受ける。
- <手順②>倉敷市または早島町に、①で発行を受けた「認定書」全てと「申請書」を提出する。
- ※証明書発行の条件:1カ月以上にわたり4回以上継続的に、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つ全てについて相談・指導を受けること

2 証明書発行自治体について(倉敷市・早島町)

くらしき創業サポートセンター各所の「認定書」により、倉敷市または早島町のどちらでも証明書を発行すること ができます。

・会社設立時の登録免許税の軽減、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ措置を利用される場合は、証明書を発行した自治体以外で創業する場合は受けられません。

3 証明書を取得された場合の注意事項

- 1. 会社*1 設立時の登録免許税の軽減について
- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{*2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、<u>設立登記を行う際に</u>、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
 - ※1 株式会社、合同会社を指します。
 - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%(株式会社の場合で、7.5万円に満たないときは1件につき7.5万円、合同会社の場合で、3万円に満たないときは1件につき3万円)に軽減されます。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減措 置を受けることができません。
- (3)証明書を発行した自治体以外で創業する場合は、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1)無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から受けることが可能です^{*3}。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
 - ※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。
- (2)特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の方が支援対象の要件 となります。
- (3)他の市区町村で創業する場合であっても、倉敷市または早島町が交付する証明書をもって、創業関連保証の特例を活用することができます。
- 3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ措置について
- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き 下げ措置を利用することができます。(別途、審査・要件があります)。
- (2) 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方が対象となります。
- (3)証明書を発行した自治体以外で創業する場合は、証明書を利用した貸付利率の引き下げ措置は受けられません。